

令和4年第4回都城市議会定例会付議事件名表（議員提出議案）

| 番号 | 件 名                                            | 頁 |
|----|------------------------------------------------|---|
| 4号 | 地方財政の充実・強化に関する意見書                              | 1 |
| 5号 | 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを図るための、<br>2023年度政府予算に係る意見書 | 4 |



議員提出議案 第4号

地方財政の充実・強化に関する意見書

|     |                                                |                                                  |
|-----|------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 提出先 | 衆議院議長<br>内閣総理大臣<br>総務大臣<br>内閣府特命担当大臣<br>(地方創生) | 参議院議長<br>財務大臣<br>厚生労働大臣<br>内閣府特命担当大臣<br>(経済財政政策) |
|-----|------------------------------------------------|--------------------------------------------------|

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり  
都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和4年9月22日提出

|     |         |               |
|-----|---------|---------------|
| 提出者 | 都城市議会議員 | <u>筒井 紀夫</u>  |
| 賛成者 | 〃       | <u>森 りえ</u>   |
| 賛成者 | 〃       | <u>神脇 清照</u>  |
| 賛成者 | 〃       | <u>楠見 千穂子</u> |
| 賛成者 | 〃       | <u>杉村 義秀</u>  |

都城市議会議長 長友 潤治 様

## 地方財政の充実・強化に関する意見書

現在、地方自治体は急激な少子高齢化の進展に伴う子育て支援策の充実、医療・介護などの社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化、地域交通の維持・確保、脱炭素化を目指す環境対策、デジタル化の推進、新型コロナウイルス感染症対策、自然災害対応など、多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足し、疲弊する職場実態に地方自治体への新規就職希望者が減少するなど、その確保も難しい状況となりつつあります。

これらの課題に見合う地方財政の確立は急務であるが、次年度以降も、増大する行政需要に対応し得る地方財源を十分に確保できるのか大きな不安が残されています。

よって、国においては、次年度以降の政府予算と地方財政の検討に当たって、新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

### 記

- 1 社会保障、防災・災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う職員の配置を可能とする地方の一般財源総額の確保を図ること。また、会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けた財源確保を図ること。
- 2 とりわけ、急増する社会保障ニーズは地方財政を圧迫していることから、社会保障経費の拡充を図り、人材確保に向けた取組を支える十分な財源を確保すること。
- 3 デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえて一定の期間を設定することとし、より柔軟な対応を行うこと。また、地域経済を活性化させるためにも大手企業の寡占を防止し、地域におけるデジタル人材の育成など、地域デジタル社会推進費の有効活用を含めて対応すること。
- 4 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて恒久的な財源とすること。引き続き同規模の財源確保を図ること。
- 5 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

- 6 地域間の財源偏在性の是正のため、抜本的な改善を行い、地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和4年9月22日

宮崎県都城市議会

議員提出議案 第5号

義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを図るための、  
2023年度政府予算に係る意見書

|        |                                                                                                                                |       |       |        |      |      |        |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|--------|------|------|--------|
| 提出先    | <table><tr><td>衆議院議長</td><td>参議院議長</td></tr><tr><td>内閣総理大臣</td><td>財務大臣</td></tr><tr><td>総務大臣</td><td>文部科学大臣</td></tr></table> | 衆議院議長 | 参議院議長 | 内閣総理大臣 | 財務大臣 | 総務大臣 | 文部科学大臣 |
| 衆議院議長  | 参議院議長                                                                                                                          |       |       |        |      |      |        |
| 内閣総理大臣 | 財務大臣                                                                                                                           |       |       |        |      |      |        |
| 総務大臣   | 文部科学大臣                                                                                                                         |       |       |        |      |      |        |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり  
都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和4年9月22日提出

|     |         |               |
|-----|---------|---------------|
| 提出者 | 都城市議会議員 | <u>羽田野 徳寿</u> |
| 賛成者 | 〃       | <u>森 りえ</u>   |
| 賛成者 | 〃       | <u>神脇 清照</u>  |
| 賛成者 | 〃       | <u>楠見 千穂子</u> |

都城市議会議長 長友 潤治 様

義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを図るための、  
2023 年度政府予算に係る意見書

2021 年の義務教育標準法の改正により、小学校の学級編制標準は段階的に 35 人に引き下げられるものの、今後は小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施が必要です。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編成標準の引き下げ、少人数学級の実現も必要です。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症への対応など新たな業務も加わる中、学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源による人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で、国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。子供たちの豊かな学びを保障するための条件整備は欠かすことはできません。

よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置が講じられるよう強く要請します。

記

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度負担率を引き上げること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 4 年 9 月 22 日

宮崎県都城市議会